

第21回医療関連サービス基本問題検討会

議事次第

日時：平成19年2月9日（金）

10：30～

場所：厚生労働省共用第8会議室

1 開会

2 議題

- (1) 寝具類洗濯業務におけるオゾンガス消毒に関する報告書について
- (2) その他

3 閉会

〈配布資料〉

- 資料1 寝具類洗濯業務におけるオゾンガス消毒に関する報告書
- 資料2-1 業務委託に関する関係法令等
- 資料2-2 課長通知に規定する消毒方法（案）
- 資料2-3 寝具類洗濯専門部会の設置について

- 参考資料 要望書

寝具類洗濯業務におけるオゾンガス消毒に関する
報告書

平成19年1月19日

寝具類洗濯専門部会

寝具類洗濯業務におけるオゾンガス消毒に関する報告書

1 はじめに

我が国の医療をめぐる環境は、急速な少子高齢化の進行、医療技術等の進歩への対応、安全で安心できる医療を求める国民の要請など大きく変化してきており、医療の提供はもちろんのこと、医療に関連するサービスの分野においても安全、安心でより質の高い効率的な医療サービスが求められており、多くの医療機関がより良質な医療の提供や医業経営の合理化・効率化、患者サービスの質の向上を図るため、医療と密接に関連したサービスについて、民間会社の専門的なサービスを活用している状況にあり、今後もさらに拡大していくものと思われる。

一方、「医療分野における規制改革に関する検討会」の報告書（平成16年1月）においては、患者・国民の視点に立って医療サービスの質の向上・効率化などを推進していくためには、医療機関が委託する業務に基準を設ける範囲及び現行基準の見直しを含め、幅広く検討することが必要であると指摘されているところである。

現在、患者等の寝具類の洗濯業務に関しては、医療機関の委託率が非常に高く、その委託形態は、医療機関以外の専門施設において行われている。

当該業務は、患者等が使用した布団やシーツ、枕などの寝具又は患者等に貸与した衣類（以下「寝具類」という。）について、これらを医療機関から回収し、消毒（※1）、洗濯、乾燥した上で医療機関に納品するものである。

医療機関が委託できる寝具類は、①感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（以下「感染症法」という。）に規定された一類から四類の病原体に汚染されたもので、医療機関内で消毒が行われているもの、②①以外で血液や体液、排泄物等が付着している感染の危険のあるもので、原則として医療機関内で消毒が行われているもの、③一般のもの、である。特に、①及び②については、感染症の蔓延や作業従事者に対する感染防止などの観点から、適切な処理がされていなければならない、現行基準により、医療機関及び受託事業者が医療機関以外の専門施設で行う消毒等について、それぞれ定めているところである。

今般、社団法人日本病院寝具協会（以下「寝具協会」という。）より、受託事業者が医療機関以外の専門施設で行う消毒のうち、ガスを用いた消毒方法に関して、より有効で安全なオゾンガス消毒の追加要望がされたことから、医療関連サービス基本問題検討会の下に「寝具類洗濯専門部会」を設置し、オゾンガス消毒の有効性、安全性を検証するための検討を行った。

2 基本的な考え方

医療法において、病院等の管理者は診療又は患者等の入院に著しい影響を与える業務を委託しようとする場合に、当該業務を委託することができる者の基準を定め、業務委託の水準の確保を図っている。

患者等の寝具類の洗濯業務において、医療機関が委託できるもののうち、感染の危険のあるものは、原則として医療機関内で消毒を行ってから受託事業者へ引き渡すこととされているが、例外的に、感染の危険のある旨を表示した密閉性の容器に入れて、未消毒のものを委託する場合もあることなどから、それらのものは、受託事業者が医療機関以外の専門施設において消毒しなければならない。感染の危険のある寝具類の消毒については、蒸気、熱水、塩素剤、ガス等を用いた方法で行うこととされており、基本的には熱水消毒（80℃ 10分）が主であるが、寝具類の素材等の特性から熱水消毒が不可能である場合、又は、熱水消毒が可能な物と不可能な物が混在している場合に、それらを仕分けする作業にともなって発生する作業従事者への感染を防止する観点から、これらの寝具類はガスによる消毒を行った後に、洗濯を行っている。ガスに関しては、低温による消毒が可能であることから、加熱による材質の損傷のおそれがないといった利点があるものの、残留毒性、発がん性など人体への影響等から、より有効で安全なガス消毒の方法が求められている。

近年、人体への影響に配慮した「オゾン」を活用して、病室、手術室、厨房、医療機器や介護用品などの殺菌（※2）が行われている状況にある。又、医療関係以外でも、食品や水処理など広い分野において活用されており、オゾンを活用することについては一定の理解を得ているものと考ええる。

このような状況を踏まえた上で、患者等に対して安全で安心なサービスの提供を図るため、オゾンガス消毒を基準に追加すべきか否か、オゾンガス消毒に関する文献や研究報告、試験結果等に基づき、病原菌等に対する有効性、患者等や作業従事者に対する安全性などについて検討していく必要がある。

3 オゾンガス消毒の有効性について

現行基準において、医療機関が委託できる寝具類のうち、受託事業者が医療機関以外の専門施設において消毒を行わなければならないものは、感染の危険のある寝具類及びそれ以外の寝具類であるが、ガスによる消毒を用いるのは感染の危険のある寝具類である。

これらの寝具類は、原則として医療機関内で消毒が行われたものであるが、感染症法に規定された五類の病原体に汚染されているもの、血液や体液、排泄物等が付着しているものなどが含まれており、感染症法に規定する病原体や大腸菌、黄色ブドウ球菌、緑膿菌、黒カビなどの一般細菌が付着している可能性がある。

患者等に対して衛生的な寝具類を提供するためには、これらの病原菌を消毒しなければならないことから、以下の事項に沿って、オゾンガスの病原菌に対する有効性について検証を行った。

(1) 病原菌に対する消毒効果

オゾンガスによる消毒効果について、栄養型細菌、真菌など医療機関から排出される寝具類に感染、付着している病原菌を想定して、寒天培地及びメンブレンフィルターを用いた試験により、それぞれの病原菌（大腸菌、黄色ブドウ球菌、緑膿菌、黒カビ等）に対する有効性データを検証したところ、どの病原菌においてもオゾンガス消毒による有効性が確認できた。

(2) オゾンCT値（濃度 ppm × 時間 min）の設定

オゾンガス消毒の有効性は、オゾンCT値（濃度 ppm × 時間 min）によって表現されるものであり、オゾンガス消毒により有効な消毒効果を得るためには、このCT値を設定する必要がある。

(1) の有効性データでは、それぞれの病原菌におけるCT値は様々であるが、最も高いCT値は 5,600ppm・min（黒カビ）であったことから、目安としては、CT値 6,000ppm・min 以上の設定が必要であると考えられる。

なお、当該データには、参考までに芽胞菌に対するCT値(6,900ppm・min)も示されていたが、常在菌として存在しているセレウス菌や枯草菌が形成する芽胞菌を完全に除去するには滅菌（※3）以外に方法はなく、創傷等のない健全な皮膚に接触する寝具類においては、これらの芽胞菌が増殖しない程度に減らすことが重要であり、必ずしも滅菌の必要はないことから、オゾンガス消毒におけるCT値の設定に当たっては、芽胞菌のCT値を考慮しないこととする。

(3) ガスの浸透度

一度に大量の寝具類をオゾン消毒庫内に投入した場合、折りたたまれた布団や重なっている毛布などに対し、オゾンガスが内部まで浸透しているかを確認するため、実験装置を用いて実際のオゾンガス消毒と同様の工程により、8層に折りたたんだ布団の消毒を行い、①外部、②内部（4層）、③中心部（8層）それぞれの濃度を計測したところ、③中心部の濃度は、①外部における濃度の70%以上を確保しており、又、曝露時間の経過とともに、それぞれの濃度は同様な傾向で上昇していたことも確認できた。

これにより、③中心部を消毒するために必要な濃度を確保するためには、CT値を9,000ppm・min以上に設定する必要がある。

又、現行基準において、課長通知別添2により、蒸気及び熱湯消毒の際に、大量の寝具類を消毒する場合の留意事項が記載されていることから、ガス消毒においても同様の記載を設けることが必要と考えられる。

(4) 寝具類の素材に対する影響

オゾンガス消毒による寝具類の素材に対する影響を確認するため、医療機関で使用している寝具類を対象として、実験装置を用いて実際のオゾンガス消毒と同様の工程により、CT値 45,000ppm・min で繰り返し消毒した後、手触りや風合い、強度などを未消毒の寝具類と比較した結果、素材に変化がないことが確認できた。

しかしながら、オゾンは酸化力が強いことから、ゴムなどの素材はオゾンガス消毒によって劣化するため、対象物の適否等を含めて注意事項などを記載する必要がある。

4 オゾンガス消毒の安全性について

現行基準において、ガスによる消毒方法は①ホルムアルデヒドガス、②酸化エチレンガスの2種類であり、ガス消毒を行う場合の注意事項として、ガスが寝具類に残留しないこと、作業所内の換気に注意すること及び引火性があるので火気に注意すること、が記載されている。

オゾンガスについても、現行基準の注意事項を含め、以下の事項に沿って安全性の検証を行った。

(1) 寝具類の残留毒性

オゾンガス消毒を行った寝具類に残留毒性がある場合は、その寝具類を使用する患者等に支障を来すおそれがあることから、寝具協会において、実験装置を用いて実際のオゾンガス消毒と同様の工程により、①ウオッシュャブル掛布団、②毛布、③枕（ビーズ製）の3種類の寝具類の消毒を行い、それぞれの残留濃度を測定する試験を行った結果、どの寝具類も残留濃度は検出限界（0.001ppm）以下であった。

この試験結果から、オゾンガス消毒後は、消毒庫内のガスをオゾン分解触媒を通し、酸素に分解して排気するという作業工程を適切に行うことにより、オゾンガス消毒後の寝具類にガスが残留しないことが確認できた。

したがって、オゾンガス消毒後は、オゾン分解触媒を通して適切な排気等を行う必要がある。

(2) 人体（作業従事者）への影響

オゾンガス消毒を行う作業従事者は、消毒庫内やオゾンガス発生装置からガスが漏洩した場合、高濃度のオゾンガスを被曝する恐れがあることから、ガス漏れを検知するセンサーを設置し、作業環境基準（0.1ppm）を遵守する必要がある。

その際、オゾンガスは空気より重いので、検知センサーを設置する場所は消毒庫等の床から1.0 m以内など、適切な場所に設置することとし、併せて、定期的に作業所内の換気を行う必要がある。

なお、作業従事者のより一層の安全性を図るためには、手袋や活性炭マスクなど、作業に必要な防護服等を装着することが望ましいと考える。

(3) オゾンガスの発生装置

オゾンガスを発生させるためには、空気中の酸素と電気が必要であるが、空気中には窒素も含まれており、オゾンガス生成時に有害な窒素酸化物が排出される危険性があることから、大気中から取り込んだ空気をP S A式酸素発生装置を用いて、この装置に内蔵されている窒素吸着剤を通すことにより窒素と高濃度酸素（90%以上）に分離する。

この高濃度酸素（90%以上）と電気によってオゾンガスを生成することにより、オゾンガス生成時に窒素が含まれることは殆どないことから、有害な窒素酸化物が排出される危険性は非常に少ない。仮に、わずかであるが窒素酸化物が排出されたとしても、その排出量は検出限界（0.04ppm）以下であることから、環境や人体に影響はないものとする。

よって、オゾンガス消毒を行う場合は、P S A式酸素発生装置を有するオゾンガス発生装置を用いて、オゾンガスを生成する必要がある。

(4) 設備の安全機能

消毒庫内にはオゾンガスが充満しており、事故等が発生した場合は高濃度のオゾンガスが大気中に排出される可能性も考えられることから、オゾンガス消毒設備は、(2)及び(3)で指摘したガス漏洩の検知センサーの設置、P S A式酸素発生装置はもちろんのこと、高気密性扉や扉ロック機能、濃度測定モニター、停電時の対応など、多数の安全機能を有する必要がある。

なお、これらの安全機能については、オゾンガス消毒を行う前後において正常に機能することを確認することとし、オゾンガス消毒設備については、(1)で記載した分解触媒の交換を含め、定期的に保守点検を行うなど、常に安全性を確保することが必要である。

5 その他

諸外国における寝具類の消毒の状況を把握するため、参考人を招致して意見を聴取したところ、熱水消毒が主であり、ガスによる消毒は殆ど行われていないという実態が確認できた。

又、日本における寝具類の消毒の状況については、現行基準や寝具協会からの説明等により、熱水消毒が基本であるとする。

しかしながら、寝具類の素材等の特性などから熱水消毒が困難な場合があるが故、低温によるガス消毒がまだまだ必要とされているものである。

6 おわりに

以上、寝具類洗濯業務におけるオゾンガス消毒について、文献や研究報告、試験結果等に基づき、その有効性や安全性について検討してきたところである。

厚生労働省においては、オゾンガス消毒の追加にあたり、この報告書を踏まえ、患者等に対して安全で安心なサービスの提供を図るため、寝具類洗濯業務の委託基準について、必要な見直しを講じられたい。

【用語の解説】

- ※1 消毒：対象とする微生物を、感染症を惹起しえない水準まで殺滅又は減少させる一定の抗菌スペクトルを持った処理方法である。
- ※2 殺菌：微生物を死滅させる操作のことである。(対象や程度を含まない概念)
- ※3 滅菌：すべての微生物を対象として、それらをすべて殺滅又は除去する処理方法である。

「寝具類洗濯専門部会」開催経過

区 分	開 催 日	検 討 事 項
第 1 回	平成18年10月27日	<ul style="list-style-type: none"> ・ 寝具類洗濯業務の現状について ・ 寝具類洗濯業務の委託基準の見直しについて
第 2 回	平成18年12月13日	<ul style="list-style-type: none"> ・ 諸外国における寝具類の消毒等について ・ 寝具類洗濯業務におけるオゾンガス消毒に関する報告書（素案）
第 3 回	平成19年 1 月19日	<ul style="list-style-type: none"> ・ 寝具類洗濯業務におけるオゾンガス消毒に関する報告書（案）

寝具類洗濯業務におけるオゾンガス消毒に関する報告書 概要

平成19年1月19日

- 寝具類洗濯業務において、受託事業者が行う消毒のうち、ガスによる消毒は低温で消毒が可能のため、加熱による材質の損傷等のおそれがないといった利点はあるが、残留毒性や発がん性など作業従事者への影響等から、より有効で安全なガス消毒方法として、新たにオゾンガスによる消毒方法を追加するため、医療関連サービス基本問題検討会の下に「寝具類洗濯専門部会」を設置し、オゾンガス消毒の有効性、安全性について、精力的な議論を重ね、1月19日に報告書を取りまとめた。

1 基本的な考え方

- ▽ 近年、オゾンを活用して、院内の病室、手術室、厨房、医療機器や介護用品などの殺菌、消毒が行われており、また、医療関係以外でも、食品や水処理など広い分野で活用されている。

このような状況を踏まえ、新たにオゾンガス消毒を追加するため、病原菌等に対する有効性、患者等や作業従事者に対する安全性について検討した。

2 オゾンガス消毒の有効性について

- ▽ 病原菌に対する消毒効果とCT値

- ・ 血液や体液、排泄物等が付着している感染の危険のある寝具類には、大腸菌や黄色ブドウ球菌、緑膿菌、黒カビなどの病原菌や一般細菌が付着している可能性があることから、これらの病原菌等に対して有効な消毒効果を得るためには、CT値6,000ppm・min以上の設定が必要である。
- ・ また、一度に大量の寝具類や折りたたんだ状態での消毒に際しては、中心部までガスを浸透させるため、CT値を9,000ppm・min以上に設定する必要がある。

- ▽ 寝具類の素材に対する影響

- ・ オゾンは酸化力が強いことから、ゴムなどの素材はオゾンガス消毒によって劣化するため、対象物の適否等を明確にする必要がある。

3 オゾンガス消毒の安全性について

- ▽ 寝具類の残留毒性

- ・ オゾンガス消毒を行った寝具類に残留毒性がある場合は、その寝具類を使用する患者等に支障を来すおそれがあることから、オゾンガス消毒後は、消毒庫内のガスをオゾン分解触媒を通して、適切な排気等を行う必要がある。

▽ 人体（作業従事者）への影響

- ・ オゾンガス消毒を行う作業従事者は、高濃度のオゾンガスを被曝するおそれがあることから、ガス漏れを検知するセンサーを適切な場所に設置し、併せて、定期的に作業所内の換気を行うことにより、作業環境基準（0.1ppm）を遵守する必要がある。

▽ オゾンガスの発生装置

- ・ オゾンガスを発生させるためには、空気中の酸素と電気が必要であるが、空気中には窒素も含まれており、オゾンガス生成時に有害な窒素酸化物が排出される危険性があることから、PSA式酸素発生装置（機器に内蔵された窒素吸着剤を通して大気中の空気を高濃度酸素と窒素に分離する）を有するオゾンガス発生装置を用いて、高濃度酸素と電気によりオゾンガスを生成する必要がある。

4 その他

▽ 諸外国における寝具類の消毒の状況

- ・ 諸外国における寝具類の消毒については、熱水消毒（80℃／10分）が主であり、ガスによる消毒は殆ど行われていない状況である。

日本における寝具類の消毒についても、熱水消毒が主であるが、寝具類の素材等の特性などにより熱水消毒が困難な場合があることから、低温によるガス消毒が必要である。

業務委託に関する関係法令等

一 業務委託に関する関係法令 一

◎ 関係法令等について

- ◆ 医療法では、業務委託に関する規定について、病院、診療所等の管理者は医師又は歯科医師の診療、患者等の入院若しくは入所に著しい影響を与えるものを委託しようとするときは、一定の基準に適合するものに委託しなければならないとし、業務委託の水準の確保を図っている。

医療法第15条の2【業務委託】

病院、診療所又は助産所の管理者は、病院、診療所又は助産所の業務のうち、医師若しくは歯科医師の診療若しくは助産師の業務又は患者、妊婦、産婦若しくはじょく婦の入院若しくは入所に著しい影響を与えるものとして政令で定めるものを委託しようとするときは、当該病院、診療所又は助産所の業務の種類に応じ、当該業務を適正に行う能力のある者として厚生労働省令で定める基準に適合するものに委託しなければならない。

- ◆ 基準が設けられている職種は全部で8業務あり、医療法施行令においてこれらの業務を定めており、下記の業務が対象となっている。

- | | |
|--------------|-------------------|
| ① 検体検査 | ② 医療機器等の滅菌消毒 |
| ③ 患者等の食事の提供 | ④ 患者等の搬送 |
| ⑤ 医療機器の保守点検 | ⑥ 医療用ガスの供給設備の保守点検 |
| ⑦ 患者等の寝具類の洗濯 | ⑧ 施設の清掃 |

医療法施行令第4条の7【診療等に著しい影響を与える業務】

法第15条の2に規定する政令で定める業務は、次のとおりとする。

- 1 人体から排出され、又は採取された検体の微生物学的検査、血清学的検査、血液学的検査、病理学的検査、寄生虫学的検査又は生化学的検査の業務
- 2 医療機器又は医学的処置若しくは手術の用に供する衣類その他の繊維製品の滅菌又は消毒の業務
- 3 病院における患者、妊婦、産婦又はじよく婦の食事の提供の業務
- 4 患者、妊婦、産婦又はじよく婦の病院、診療所又は助産所相互間の搬送の業務及びその他の搬送の業務で重篤な患者について医師又は歯科医師を同乗させて行うもの
- 5 厚生労働省令で定める医療機器の保守点検の業務
- 6 医療の用に供するガスの供給設備の保守点検の業務（高圧ガス保安法（昭和26年法律第204号）の規定により高圧ガスを製造又は消費する者が自ら行わなければならないものを除く。）
- 7 患者、妊婦、産婦若しくはじよく婦の寝具又はこれらの者に貸与する衣類の洗濯の業務
- 8 医師若しくは歯科医師の診療若しくは助産師の業務の用に供する施設又は患者の入院の用に供する施設の清掃の業務

◆ これらの業務を適正に行う能力のある者の基準については、医療法施行規則において具体的に規定が設けられており、上記法令以外に業務委託に係る法令等は下記のとおり。

- ・ 医療法施行規則第9条の8～15 【受託する業務を適正に行う能力のある者の基準】
- ・ 医療法の一部を改正する法律の一部の施行について 【第3 業務委託に関する事項】
- ・ 病院、診療所等の業務委託について

政令8業務医療機関内外における委託基準の有無

業務種別	医療機関内		医療機関外
	病院独自	業務委託(請負)	業務委託(請負)
検体検査	×	○	○
滅菌消毒	×	○	○
患者給食	×	○	○
患者搬送	×		○
医療機器保守点検	×	○	○
医療用ガス供給設備の保守点検	×	○	
寝具類洗濯	×	×	○
院内清掃	×	○	

[寝具洗濯]

医療法施行規則 (H5 年施行)	健康政策局長通知 (H5 年施行)	指導課長通知 (H5 年施行)
<p>第九条の十四 法第十五条の二の規定による患者、妊婦、産婦又はじょく婦の寝具又はこれらの者に貸与する衣類（以下「寝具類」という。）の洗濯の業務を適正に行う能力のある者の基準は、次のとおりとする。ただし、診療所及び助産所における当該業務を委託する場合にあつては、第十号に該当する者であることとする。</p> <p>一 受託業務を行うために必要な従事者を有すること。</p>	<p>8 患者等の寝具類の洗濯の業務（新省令第九条の十四関係）</p> <p>(1) 業務の範囲等に関する事項</p> <p>ア 業務の範囲等</p> <p>新省令第四条の七第七号に掲げる業務は、患者、妊婦、産婦又はじょく婦の布団、シーツ、枕、包布等の寝具及びこれらの者に貸与する衣類の洗濯の業務をいうものであること。</p> <p>なお、新省令第九条の十四に規定する基準は、病院以外の施設において、当該業務を行うことを前提とした基準であること。</p> <p>イ 委託できる寝具類の範囲</p> <p>病院が洗濯を委託することができる寝具類は、次に掲げるもの以外のものとする。</p>	<p>第八 患者等の寝具類の洗濯の業務について（令第四条の七第七号関係）</p> <p>1 受託者の業務の実施方法</p> <p>受託者の洗濯施設は、規則第九条の十四等に定めるところによるほか、別添 1 に定める衛生基準を満たすものであること。</p>

医療法施行規則 (H5 年施行)	健康政策局長通知 (H5 年施行)	指導課長通知 (H5 年施行)
	<p>① 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律第六条第二項から第五項に規定する感染症の病原体により汚染されているもの（汚染されているおそれのあるものを含む。）。</p> <p>② 診療用放射性同位元素により汚染されているもの（汚染されているおそれのあるものを含む。）。</p>	<p>2 医療機関の対応</p> <p>(1) 病院は、医療法第二十一条に規定する洗濯施設として少なくとも感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律第六条第二項から第五項までに規定する感染症の病原体（以下「一類感染症等の病原体」という。）により汚染されているもの（汚染されているおそれのあるものを含む。以下同じ。）を処理することができる施設を有しなければならないこと。</p> <p>(2) なお、診療用放射性同位元素により汚染されているものについては、規則に規定する診療用放射性同位元素により汚染されたものに関する規定により取り扱うこと。</p> <p>3 病毒感染の危険のある寝具類の取扱い</p> <p>(1) 病毒感染の危険のある寝具類に係る消毒方法については、次によること。</p> <p>ア 一類感染症等の病原体により汚染されているものについては、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律第二十九条の規定に基づいて定められた消毒方法によること。</p> <p>イ ア以外の病毒感染の危険のある寝具類については、別添2に定める消毒方法によること。</p> <p>(2) 病毒感染の危険のある寝具類については、その洗濯を外部委託することができるものであっても、やむを得ない場合を除き、これに係る消毒は病院内の施設で行うこと（例外的に消毒前</p>

医療法施行規則 (H5 年施行)	健康政策局長通知 (H5 年施行)	指導課長通知 (H5 年施行)
<p>二 洗濯施設は、隔壁等により外部及び居室、便所等の他の施設と区分されていること。</p> <p>三 寝具類の受取場、洗濯場、仕上場及び引渡場は、洗濯物の処理及び衛生保持に必要な広さ及び構造を有し、かつ、それぞれが区分されていること。</p> <p>四 洗濯施設は、採光、照明及び換気が十分に行える構造であること。</p>	<p>(2) 構造・設備に関する事項</p> <p>新省令第九条の十四第二号から第九号までの規定によるほか、次によるものとする。</p> <p>ア 洗濯施設は、原則として病院洗濯物のみを取り扱う専門施設とすること。</p> <p>なお、他の洗濯物も併せて取り扱う場合にあつては、病院洗濯物に係る各施設（受取場、洗濯場（選別場、消毒場、洗い場、乾燥場等）、仕上場及び引渡場）が病院洗濯物専用のものであり、また、隔壁等により他の洗濯物に係る各施設と区分されていること。</p> <p>イ 洗濯場の床及び腰張りは、コンクリート、タイル等の不浸透性材料を使用し、清掃が容易に行える構造であること。</p> <p>ウ 水洗いによる洗濯物の処理を行う洗濯施設の床面は、容易に排水ができるよう適当なこう配を有し、排水口が設けられていること。</p> <p>エ 有機溶剤を使用しての洗濯物の処理を行う洗濯施設には、局所排気装置等の換気設備を適正な位置に設けるなど有機溶剤使用に伴い生じる悪臭等による周辺への影響について十分配慮すること。</p>	<p>の寝具類の洗濯を外部委託する場合には、ウイルス感染の危険のある旨を表示した上で、密閉した容器に収めて持ち出すなど他へ感染するおそれのないよう取り扱うこと。）。</p>

医療法施行規則 (H5 年施行)	健康政策局長通知 (H5 年施行)	指導課長通知 (H5 年施行)
<p>五 消毒、洗濯、脱水、乾燥、プレスのために必要な機械及び器具を有すること。</p> <p>六 洗濯物の処理のために使用する消毒剤、洗剤、有機溶剤等を専用に保管する保管庫又は戸棚等を有すること。</p> <p>七 仕上げの終わった洗濯物の格納施設が清潔な場所に設けられていること。</p> <p>八 寝具類の受取場及び引渡場は、取り扱う量に応じた適当な広さの受取台及び引渡台を備えていること。</p> <p>九 寝具類の運搬手段について、衛生上適切な措置を講じていること。</p> <p>十 受託業務を行う施設について、クリーニング業法第五条第一項の規定により、都道府県知事にクリーニング所の開設の届出を行っていること。</p>	<p>オ 寝具類を運搬する車には、未洗濯物と仕上げの終わった物を区分して入れるそれぞれ専用の容器等が備えられていること。</p> <p>カ 洗濯施設には、汚染のおそれのない場所に仕上げの終わった寝具類の格納設備が設けられていること。</p>	

医療法施行規則 (H5 年施行)	健康政策局長通知 (H5 年施行)	指導課長通知 (H5 年施行)
<p>十一 次に掲げる事項を記載した標準作業書を常備し、従事者に周知していること。</p> <ul style="list-style-type: none"> イ 運搬の方法 ロ 医療機関から受け取った洗濯物の処理の方法 ハ 施設内の清潔保持の方法 <p>十二 次に掲げる事項を記載した業務案内書を常備していること。</p> <ul style="list-style-type: none"> イ 寝具類の洗濯の方法 ロ 業務の管理体制 <p>十三 従事者に対して、適切な研修を実施していること。 (平五厚令三・追加)</p>	<p>(3) 従事者の研修に関する事項</p> <p>新省令第九条の十四第十三号に規定する研修は、患者等の寝具類の洗濯業務を適切に行うために必要な知識及び技能を修得することを目的とし、次に掲げる事項を含む研修であること。</p> <ul style="list-style-type: none"> ① 施設、設備及び器具の衛生管理 ② 洗濯物の適正な処理 ③ 消毒剤、洗剤、有機溶剤等の適正な使用 	<p>4 委託契約</p> <p>病院が受託洗濯施設との間で寝具類の洗濯の外部委託に関する契約を締結する場合には、その契約内容を明確にした契約文書を取り交わすこと。なお、契約文書については、別紙4のモデル契約書を参考にされたいこと。</p> <p>5 継続的な業務の遂行</p> <p>受託洗濯施設が天災等により一時的にその業務の遂行が困難となる事態に備え、寝具類の洗濯の業務</p>

医療法施行規則 (H5 年施行)	健康政策局長通知 (H5 年施行)	指導課長通知 (H5 年施行)
		<p>が滞ることのないよう必要な措置を講じておくことが望ましいこと。なお、この措置としては、複数の事業者又は複数の洗濯施設を有する事業者と業務委託契約を結ぶこと、あらかじめ代行業者を定めて代行契約を結ぶこと等が考えられること。</p>

医療法施行規則 (H5 年施行)	健康政策局長通知 (H5 年施行)	指導課長通知 (H5 年施行)
		<p>(別添 1)</p> <p>病院寝具類の受託洗濯施設に関する衛生基準</p> <p>第一 目的</p> <p>この基準は、病院における寝具類（以下「寝具類」という。）の洗濯を受託する洗濯施設たるクリーニング所（以下「クリーニング所」という。）が遵守すべき管理のあり方等を定め、もって寝具類の洗濯における衛生の確保及び向上を図ることを目的とする。</p> <p>第二 管理</p> <p>1 クリーニング師の役割</p> <p>(1) クリーニング業法に基づき必ず設置することとされているクリーニング師は、公衆衛生及び寝具類の洗濯処理に関する専門知識等を有する者であり、クリーニング所の衛生管理を行う上での実質的な責任者となるものであること。</p> <p>(2) クリーニング師は、前記の趣旨を十分認識し、以下に掲げる施設、設備及び器具の衛生管理、寝具類の消毒、洗濯等の適正な処理等について常に指導的な立場からこれに関与し、クリーニングに関する衛生の確保、改善及び向上に努めること。</p> <p>2 施設、設備及び器具の管理</p> <p>(1) クリーニング所内は、毎日清掃し、その清潔保持に努め、必要に応じ補修を行い、衛生上支障のないようにすること。</p> <p>(2) クリーニング所内は、細菌の汚染程度により、①汚染作業区域（受取場、選別場、消毒場）、②準汚染作業区域（洗い場、乾燥場等）、③清潔作業区域（仕上場、引渡場等）に分け、従業員が各区域を認識しうるようにすること。</p>

医療法施行規則 (H5 年施行)	健康政策局長通知 (H5 年施行)	指導課長通知 (H5 年施行)
		<ul style="list-style-type: none">(3) クリーニング所内は、ねずみ、昆虫が生息しないようにすること。(4) クリーニング所内は、採光及び照明を十分にすること（照明器具は、少なくとも年二回以上清掃するとともに、常に適正な照度が維持されるようにすること。）。(5) クリーニング所内は、換気を十分にすること。(6) クリーニング所内外は、常に排水が良く行われるようにすること。(7) 消毒、洗濯、脱水、乾燥、プレス及び給湯に係る機械又は器具類は、常に保守点検を行い、適正に使用できるように整備しておくこと。(8) 消毒、洗濯、脱水、乾燥及びプレスに係る機械又は器具類、作業台、運搬・集配容器等で寝具類が接触する部分（仕上の終わった寝具類の格納設備又は容器を除く。）については、毎日業務終了後に洗浄又は清掃し、仕上の終わった寝具類の格納設備又は容器については、少なくとも一週間に一回以上清掃すること。また、これらについては、適宜消毒を行うこと。(9) ドライクリーニング処理用の洗濯機等は、有機溶剤の漏出がないよう常に点検し、使用中もその漏出の有無について十分留意すること。(10) プレス機、馬（アイロン仕上げに用いる下ごて）等の被布は、清潔な白布を使用し適宜取り替えること。(11) 作業に伴って生じる繊維くず等の廃棄物は、専用容器に入れ、適正に処理すること。(12) 清掃用具は、専用の場所に保管すること。

医療法施行規則 (H5 年施行)	健康政策局長通知 (H5 年施行)	指導課長通知 (H5 年施行)
		<p>(13) 消毒前の寝具類を受け取る場合には、消毒を行うまでの間、病毒感染の危険のある旨を表示した容器に密閉して収納しておくこと。この場合において、当該容器は、消毒前の寝具類のみを収納する専用の容器であること。</p> <p>(14) 営業者（管理人を含む。以下同じ。）又はクリーニング師は、毎日クリーニング所の施設、設備及び器具の衛生全般について点検管理すること。</p> <p>3 寝具類の管理及び処理</p> <p>(1) 寝具類は、病院における消毒の有無及び病毒感染の危険度に応じ適正に選別すること。</p> <p>(2) 寝具類は、病院において消毒されたものを除き、以下の方法により適切に消毒を行うこと。</p> <p>① 病毒感染の危険のある寝具類については、(1) による選別後速やかに他の物と区分の上、本通知別添 2 の消毒方法により消毒を行うこと。</p> <p>② ①以外のものについては、次のいずれかの方法によること。</p> <p>ア 本通知別添 2 に定める消毒方法（ただし、洗濯がこれと同様の効果を有する方法によって行われる場合は、消毒しなくてもよい。）</p> <p>イ 洗濯において消毒効果のある塩素剤を使用する方法</p> <p>(ア) 洗濯は、適量の洗剤を使用して、六〇℃～七〇℃の適量の温湯中で一〇分間以上本洗を行い、換水後、遊離塩素が約二五〇 ppm を保つよう塩素剤を添加の上、同様の方法で再度本洗を行うこと。</p>

医療法施行規則 (H5 年施行)	健康政策局長通知 (H5 年施行)	指導課長通知 (H5 年施行)
		<p>(イ) すすぎは、清浄な水を用いて、初回は約六〇℃の温湯中で約五分間行い、二回目以降常温水中で約三分間四回以上繰返して行うこと。</p> <p>この場合各回ごとに換水すること。</p> <p>ウ 洗濯において消毒効果のある四塩化（パークロル）エチレンを使用する方法</p> <p>四塩化（パークロル）エチレンに五分間以上浸し洗濯した後四塩化エチレンを含む状態で五〇℃以上に保たせ一〇分間以上乾燥させるか、又は、四塩化（パークロル）エチレンで一二分間以上洗濯すること。</p> <p>(3) 寝具類の洗濯にあたっては、①病毒感染の危険度の低い物から順に洗濯するなど適切な配慮を行うこと、②繊維の種類及び汚れの程度等に応じた適切な洗濯方法により行うこと、③ランドリー処理を行う場合には、適切に洗剤及び薬剤（漂白剤、酸素剤、助剤等）を選定して適量使用し、処理工程及び処理時間を適正に調整すること、④ドライクリーニング処理を行う場合には、適切に選定した有機溶剤に水、洗剤等を適量に混合したものを使用し、処理時間及び温度等を適正に調整すること。</p> <p>(4) ランドリー処理における寝具類のすすぎは、清浄な水を使用して少なくとも三回以上行うこと。また、この場合、すすぎの水の入替えは、完全排水を行った後に行うこと。</p> <p>(5) 寝具類のしみ抜き作業は、繊維の種類、しみの種類・程度等に応じた適当な薬剤を選定し、しみ抜き場等所定の場所で行うこと。</p>

医療法施行規則 (H5 年施行)	健康政策局長通知 (H5 年施行)	指導課長通知 (H5 年施行)
		<p>(6) 寝具類の処理に使用した消毒剤、有機溶剤、洗剤等が仕上げの終わった寝具類に残留することがないようにすること。</p> <p>(7) 仕上げの終わった寝具類は、包装するか、又は格納設備に収納し、汚染することのないよう衛生的に取り扱うこと。</p> <p>(8) 営業者又はクリーニング師は、クリーニング所における寝具類の処理及び取扱いが衛生上適切に行われているかどうかを常に確認し、その衛生確保に努めること。</p> <p>4 消毒剤及び洗剤等の管理</p> <p>(1) 消毒剤、洗剤、有機溶剤、しみ抜き薬剤等は、それぞれ分類して表示し、所定の保管庫又は戸棚等に保管すること。</p> <p>(2) ランドリー処理において使用する水は、清浄なものであること。</p> <p>(3) ドライクリーニング処理において使用する有機溶剤は、清浄なものとし、有機溶剤の清浄化のために使用されているフィルター等については、適宜新しいものに交換し、常に清浄な溶剤が得られるようにすること。</p> <p>また、ドライクリーニング処理を行う場合には、洗浄効果を高めるため、溶剤中の洗剤濃度及び溶剤相対湿度を常に点検し、適正な濃度及び湿度の維持に努めること。</p> <p>(4) 営業者又はクリーニング師は、各種の消毒剤、洗剤、有機溶剤、しみ抜き薬剤等の特性及び適正な使用方法について従事者に十分理解させ、その保管及び取扱いを適正にさせること。</p>

医療法施行規則 (H5 年施行)

健康政策局長通知 (H5 年施行)

指導課長通知 (H5 年施行)

5 従事者の管理

- (1) 受託者は、常に従事者の健康管理に注意し、従事者がウイルス感染の危険のある疾患に感染したときは、当該従事者を作業に従事させないこと。
- (2) 受託者は、従事者又はその同居者が一類感染症等患者又はその疑いのある者である場合は、当該従事者が治癒又は患していないことが判明するまでは、作業に従事させないこと。
- (3) 従事者は、ウイルス感染の危険のある疾患に感染し、又はその疑いがある場合には、受託者又はクリーニング師にその旨を報告し、指示に従うこと。
- (4) 受託者又はクリーニング師は、施設、設備及び器具の衛生管理、寝具類の消毒、洗濯物の適正な処理並びに消毒剤、洗剤、有機溶剤、しみ抜き薬剤等の適正な使用等について常に従事者の教育及び指導に努めること。
- (5) 従事者は、移動によるウイルス感染を予防するため、第二の2の(2)に掲げる各作業区域間移動に際しては、手洗い及び消毒を確実に行之、また、その移動回数は必要最小限にとどめること。

第三 自主管理体制

- 1 受託者は、施設設備及び寝具類の管理等に係る具体的な衛生管理要領を作成し、従事者に周知徹底させること。
- 2 受託者は、営業施設ごとに施設、設備及び寝具類を管理し、寝具類の処理及び取扱いを適正に行うための自主管理体制を整備し、クリーニング師及びその他の適当な者にこれらの衛生管理を行わせること。
- 3 クリーニング師等は、受託者の指示に従い、責任をもって衛生管理に努めること。

医療法施行規則 (H5 年施行)	健康政策局長通知 (H5 年施行)	指導課長通知 (H5 年施行)
		<p>(別添 2)</p> <p>感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律第六条第二項から第五項までに規定する感染症の病原体により汚染されているもの以外のウイルス感染の危険のある寝具類に関する消毒方法</p> <p>◎ 次に示す方法のうち、各寝具類の汚染状況及び材質等からみて適切な消毒効果のあるものを選択して用いること。</p> <p>1 理学的方法</p> <p>(1) 蒸気による消毒</p> <p>蒸気滅菌器等を使用し、一〇〇℃以上の湿熱に一〇分間以上作用させること。</p> <p>ただし、肝炎ウイルス及び有芽胞菌(破傷風菌、ガス壊疽菌等)により汚染されているもの(汚染されているおそれのあるものを含む。)については、一二〇℃以上の湿熱に二〇分間以上作用させること。</p> <p>(注) 1 温度計により器内の温度を確認すること。</p> <p>2 大量の洗濯物を同時に消毒する場合は、すべての洗濯物が湿熱に十分触れないことがあるので留意すること。</p> <p>(2) 熱湯による消毒</p> <p>八〇℃以上の熱湯に一〇分間以上浸すこと。</p> <p>(注) 1 温度計により温度を確認すること。</p> <p>2 熱湯に大量の洗濯物を浸す場合は、湯の温度が低下することがあるので留意すること。</p>

医療法施行規則 (H5 年施行)	健康政策局長通知 (H5 年施行)	指導課長通知 (H5 年施行)
		<p>2 化学的方法</p> <p>(1) 塩素剤による消毒 さらし粉、次亜塩素酸ナトリウム等を使用し、その遊離塩素二五〇 ppm 以上の水溶液中に、三〇℃で五分間以上浸すこと(この場合、終末遊離塩素が一〇〇 ppm を下らないこと。) (注) 汚れの程度の著しい洗濯物の場合は、終末遊離塩素濃度が極端に低下することがあるので留意すること。</p> <p>(2) 界面活性剤による消毒 逆性石けん液、両性界面活性剤等の殺菌効果のある界面活性剤を使用し、その適正希釈水溶液中に三〇℃以上で三〇分間以上浸すこと。 (注) 洗濯したものを消毒する場合は、十分すすぎを行ってからでないと消毒効果がないことがあるので留意すること。</p> <p>(3) クロールヘキシジンによる消毒 クロールヘキシジンの適正希釈水溶液中に三〇℃以上で三〇分間以上浸すこと。 (注) 塩素剤とクロールヘキシジンを併用すると、褐染することがあるので留意すること。</p> <p>(4) ガスによる消毒 ① ホルムアルデヒドガスによる消毒 あらかじめ真空にした装置に容積一立方メートルにつきホルムアルデヒド六 g 以上及び水四〇 g 以上を同時に蒸発させ、密閉したまま六〇℃以上で七時間以上触れさせること。</p>

医療法施行規則 (H5 年施行)

健康政策局長通知 (H5 年施行)

指導課長通知 (H5 年施行)

② 酸化エチレンガスによる消毒

あらかじめ真空にした装置に酸化エチレンガスと不活化ガス(炭酸ガス、フロンガス等)を混合したものを注入し、大気圧下で五〇℃以上で四時間以上作用させるか、又は 1kg / cm² まで加圧し五〇℃以上で一時間三〇分以上作用させること。

(注) ガスによる消毒を行う場合には、ガスが寝具類に残留したり、作業所内の空気を汚染することがないように換気に細心の注意を払うとともに、引火性があるので火気に注意すること。

(別紙 4)

寝具類洗濯業務委託モデル契約書

〇〇〇(医療機関側。以下「甲」という。)と〇〇〇(受託者側。以下「乙」という。)は、甲の寝具類の洗濯業務について委託契約を締結する。

(総則)

第一条 乙はこの契約に定める条件に従い甲のために寝具類の洗濯を行い、甲はその対価として乙に委託料を支払うものとする。

(納期及び納入場所)

第二条 納期及び納入場所は次のとおりとする。

一 納期 〇〇〇

二 納入場所 〇〇〇

(検査)

第三条 乙は、寝具類を納入する場合は、その都度甲の検査を受けなければならない。甲は、検査で不合格品があった場合は速やかに乙に通知するものとする。

医療法施行規則 (H5 年施行)	健康政策局長通知 (H5 年施行)	指導課長通知 (H5 年施行)
		<p>第四条 乙は、第三条による不合格の通知を受けた場合は、当該不合格品を速やかに処理し検査を受けなければならない。</p> <p>(業務遂行上の注意事項)</p> <p>第五条 乙は、平成五年二月一五日付け指第一四号厚生省健康政策局指導課長通知の別添1に定める衛生基準に従い寝具類を適正に処理しなければならない。</p> <p>第六条 乙は、甲の寝具類の洗濯に係る施設、設備及び方法については、甲の検査に応じなければならない。</p> <p>(対象物)</p> <p>第七条 甲は、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律第六条第二項から第五項までに規定する感染症の病原体により汚染されているおそれのある寝具類であって、医療機関において感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律第二十九条の規定に基づいて定められた消毒方法による消毒が行われていないものの洗濯を乙に委託することはできない。</p> <p>2 甲は、診療用放射性同位元素により汚染されている寝具類又は汚染されているおそれのある寝具類の洗濯を乙に委託することはできない。</p> <p>(病毒感染の危険のある寝具類の取扱い)</p> <p>第八条 甲は、前条第一項及び第二項に規定する寝具類以外の寝具類であって、病毒感染の危険のあるものの洗濯を乙に委託する場合には、やむを得ない場合を除き、これに係る消毒は病院内の施設で行わなければならない。</p>

医療法施行規則 (H5 年施行)	健康政策局長通知 (H5 年施行)	指導課長通知 (H5 年施行)
		<p>2 甲は、例外的に消毒前のウイルス感染の危険のある寝具類の洗濯を乙に委託するときは、ウイルス感染の危険のある寝具類である旨を表示の上、密閉した容器に収めて持ち出すなど他に感染するおそれのないよう取り扱わなければならない。</p> <p>(契約の解除)</p> <p>第九条 甲は、次の各号に掲げる場合には、本契約を解除することができる。</p> <p>一 乙が本契約の条項に違反し、又は本契約に関し甲に損害を及ぼしたとき。</p> <p>二 甲において、乙が本契約を履行する見込みがないと認めたとき。</p> <p>三 乙が契約の解除を請求し、その事由が正当と甲が認めたとき。</p> <p>第一〇条 甲が本契約の条項に違反し契約の履行が不能となったときは、乙は本契約を解除することができるものとする。</p> <p>(契約期間)</p> <p>第一一条 この契約期間は契約の日から平成〇〇年〇月〇日までとする。</p> <p>(個人情報の保護)</p> <p>第一二条 (個人情報の取扱いに関する事項については、別途契約を締結する。)</p> <p>本契約締結の証として本契約書二通を作成し、甲、乙記名捺印の上各一通を保有するものとする。</p> <p>平成〇〇年〇月〇日</p> <p>甲 印 乙 印</p>

医療法施行規則 (H13年改正)	健康政策局長通知 (H13年改正)	指導課長通知 (H13年改正)
<p>第二十一条 法第二十一条第一項第十二号の規定による施設は、次のとおりとする。</p> <p>一 消毒施設及び洗濯施設(法第十五条の二の規定により繊維製品の滅菌消毒の業務又は寝具類の洗濯の業務を委託する場合における当該業務に係る設備を除く。)</p> <p>二 略</p> <p>2 前項の規定による施設は、次の各号による。</p> <p>一 消毒施設は、蒸気、ガス若しくは薬品を用い又はその他の方法により入院患者及び職員の被服、寝具等の消毒を行うことができるものでなければならない。</p> <p>二～四 略</p>	<p>第六 必置施設の緩和</p> <p>一 病院が有しなければならないこととされている施設について、外部委託の進展等により一律の義務付けの必要性が薄れてきた施設について、①から④までのとおり緩和等を行うこと。</p> <p>① これまで法律において設置の義務付けがなされていた消毒施設及び洗濯施設について、新たに厚生労働省令で設置を義務付けるとともに、繊維製品の滅菌の業務又は寝具類の洗濯の業務を委託する場合にあつては、当該業務に係る設備を設けないことができることとする。 (新省令第二条) 以下略</p> <p>三 なお、上記の委託の実施に当たって、病院、診療所等の業務委託に関する関連通知を遵守するとともに、医療の提供に支障をきたさないよう、その運用に遺憾なきを期されたい。</p>	

患者等の寝具類とは

- 敷布団又はベットパット
- 掛布団
- 肌掛布団又は毛布
- 枕
- シーツ
- 包布
- 枕カバー
- ドローシーツ又は防水シーツ
- ねまき、手術衣

課長通知に規定する消毒方法（案）

一類感染症等の病原体に汚染されている寝具類	消毒薬、熱水消毒、煮沸消毒等（感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律第29条に定められた消毒方法）	—
ウイルス感染の危険のある寝具類	蒸気による消毒	100℃以上の湿熱に10分間以上作用させること。 ただし、肝炎ウイルス及び有芽胞菌（破傷風菌、ガス壊疽菌等）により汚染されているもの（おそれのあるもの含む）は、120℃以上の湿熱に20分間以上作用させること。
	熱湯による消毒	80℃以上の熱湯に10分間以上浸すこと。
	塩素剤による消毒	さらし粉、次亜塩素酸ナトリウム等を使用し、その遊離塩素250ppm以上の水溶液中に、30℃で5分間以上浸すこと。（この場合、終末遊離塩素が100ppmを下らない）
	界面活性剤による消毒	殺菌効果のある界面活性剤を使用し、その適正希釈水溶液中に30℃以上で30分間以上浸すこと。
	クロールヘキシジンによる消毒	クロールヘキシジンの適正希釈水溶液中に30℃以上、30分間以上浸すこと。
	ホルムアルデヒドガスによる消毒	真空にした装置に容積1㎡につきホルムアルデヒド6g以上及び水40g以上を同時に蒸発させ、密閉したまま60℃以上で7時間以上触れさせること。
	酸化エチレンガスによる消毒	真空にした装置に酸化エチレンガスと不活化ガス（炭酸ガス、フロンガス等）を混合したものを注入し、大気圧下で50℃以上で4時間以上作用させるか、又は1kg/㎡まで加圧し、50℃以上で90分以上作用させること。
ウイルス感染の危険のない寝具類	塩素剤を使用する消毒	洗濯は、60℃～70℃の適量の温湯中で、10分間以上本洗を行い、換水後、遊離塩素が約250ppmを保つよう塩素剤を添加の上、同様の方法で再度本洗を行うこと。 すすぎは、約60℃の温湯中で約5分間行い、その後は、常温で約3分間4回以上行うこと。
上記ウイルス感染の危険のある消毒方法若しくは右の方法	四塩化（パークロル）エチレンを使用する消毒	四塩化（パークロル）エチレンに5分間以上浸し、 ① 洗濯した後、四塩化エチレンを含む状態で50℃以上に保たせ10分間以上乾燥させること。 ② または、四塩化（パークロル）エチレンで12分間以上洗濯すること。

(注)1. 一類感染症等の病原体に汚染されている寝具類とは、感染症法の一類感染症から四類感染症までのエボラ出血熱、細菌性赤痢、腸チフス、腸管出血性大腸菌感染症、高病原性鳥インフルエンザなどである。

2. ウイルス感染の危険のある寝具類とは、感染症法において五類感染症の対象となってるB型肝炎、後天性免疫不全症候群などや、血液・体液・排泄物などが付着しているものである。

3. 病院内の消毒処理とは、消毒薬、熱水消毒、煮沸消毒などである。

寝具類洗濯専門部会の設置について

1 目的

医療法において、病院等の管理者は診療又は患者の入院に著しい影響を与える業務を委託しようとする場合に、当該業務を委託することができる者の基準を定め、受託業者の水準の確保を図っている。

現在、患者等の寝具類の洗濯業務を行う場合の消毒については、病毒感染の危険のある寝具類と、それ以外の寝具類について消毒方法が分かれている。病毒感染の危険のある寝具類の消毒については、蒸気、熱湯、塩素剤、ガス等による消毒方法で行うこととされているが、このうちガスによる消毒は、低温で殺菌等ができるため、加熱による材質の損傷のおそれがないといった利点があるものの、残留毒性、発がん性など人体への影響等から、より安全で有効な消毒方法が求められているところである。

近年、人体への影響に配慮したオゾンによる殺菌消毒、脱臭効果が院内の病室、手術室、厨房室、医療機器や介護用品等に用いられている状況にある。

こうした状況を踏まえ、患者等に対するサービスの質の確保を図るため、新たにオゾン消毒方法を導入した場合に、そのオゾン消毒をした寝具類が患者等に対しての影響や、作業従事者の作業環境などに対してどのような影響があるのか検討する必要がある。

今般、厚生労働省医政局長の意見聴取の場である医療関連サービス基本問題検討会の下に寝具類洗濯専門部会を設置し、現在の寝具類洗濯業務の基準の見直し及びオゾン消毒の安全性や有効性等について検討することとする。

2 専門委員の構成

学識経験者 2名程度
医療関係者 4名程度
事業者 1名程度

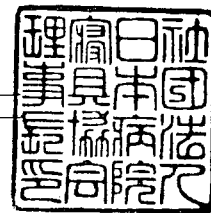
3 当面のスケジュール

平成18年 10月頃
～ 3回程度開催（報告書まとめ）
平成19年 1月頃
2月頃 医療関連サービス基本問題検討会に報告

4 その他

専門部会の庶務は、厚生労働省医政局経済課医療関連サービス室において行う。また、必要に応じて参考人を招いて意見を聞くものとする。

平成 17 年 9 月 14 日

厚生労働省医政局
経済課長 殿社団法人 日本病院寝具協会
理事長 安道 光

寝具類に関する消毒方法に「オゾンガスによる消毒」を追加していただきたく要望する件

拝啓 時下ますますご清祥のこととお慶び申し上げます。

平素から当協会の運営につきましては、格別のご高配を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、現在、寝具類に関する消毒方法につきましては、平成 5 年 2 月 15 日付 指第 14 号 厚生省健康政策局指導課長通知（平成 11 年 5 月 10 日付 経第 37 号で改正）の別添 2（ウイルス感染の危険のある寝具類に関する消毒方法）が定められており、寝具類、リネン類のガスによる消毒方法として、酸化エチレンガス及びホルムアルデヒドガスによる消毒となっているところであります。

一方、昨年、当協会の寝具研究委員会において「寝具類の消毒に関するガイドライン」の小冊子を作成した際、多くの会員から「寝具類の消毒作業に従事する作業員の人体への影響及び環境問題等に配慮した新しい消毒方法」の追加要望がございました。

そこで、上記の問題も考慮し、更に経済的かつ有効性の高い消毒方法としてオゾンガスによる消毒方法の研究をいたしてまいりました。

つきましては、寝具類に関する消毒方法のガスによる消毒方法に「オゾンガス消毒」の方法を選択肢の一つとして追加していただきたく、要望いたします。

敬具